

環 政 第 1 6 5 4 号  
令 和 4 年 1 2 月 1 9 日

日本風力開発株式会社  
代表取締役 塚脇 正幸 様

石川県知事 馳 浩

(仮称) 珠洲風力発電所拡張事業に係る計画段階環境配慮書に対する  
環境保全の見地からの意見について

令和4年9月20日に送付のあった標記計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)第14条第3項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

事務担当  
生活環境部環境政策課  
環境管理グループ  
電話 076-225-1463

日本風力開発(株)(仮称)珠洲風力発電所拡張事業に係る計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から審査した結果、以下の事項を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に記載すること。

## 記

### 1 全体的事項

(1) 今後の事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について最新の知見を踏まえ、調査・予測し、その結果を総合的に評価して風力発電施設及び取付道路等の付帯設備の位置・規模、配置・構造等(以下「位置・規模等」という。)の決定に反映すること。

(2) 事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在することから、これらへの影響を回避又は低減するような計画とし、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、基数の削減等による事業計画の見直しを行うこと。

また、位置・規模等を具体化する過程において、国、県、珠洲市等の関係行政機関との協議を行うとともに、周辺住民の理解と不安解消を図るため、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めること。

事業実施想定区域を含む能登地域は、日本で初めて世界農業遺産に認定された地域であるため、世界農業遺産の認定基準に掲げられる「生物多様性」、「景観」に十分配慮すること。

事業実施想定区域を含む能登地域は、「トキの野生復帰を目指す里地」として国に選定された地域であるため、トキ放鳥に向けた取組の情報を入手し、風力発電事業が当該取組に影響を及ぼすことが無いよう十分配慮すること。

(3) 方法書の作成にあたっては、配慮書作成による調査で把握した関係法令の規制地域(地すべり防止区域、保安林、史跡等)の除外を検討するほか、断層等の地質の状況や長池等のため池の水利用の状況に留意して、位置・規模等を可能な限り具体化するとともに、事業区域の絞込み過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯及び理由を具体的に記載すること。

(4) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元及び環境影響の結果並びに苦情の状況等の情報入手に努め、当該事業による影響を適切に調査、予測、評価すること。

また、事業実施想定区域のほぼ全域が、他事業者の事業実施想定区域と重複して

いることから、当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整等を行った上で、風力発電機設置位置等事業計画について検討を行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音・超低周波音、振動

ア 騒音、超低周波音に対する配慮が必要な住居等に対しては、風力発電施設から十分な距離を確保するなど珠洲市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

このほか環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に従って可能な限り騒音の低減に努めること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には住居等が存在することから、工事中の騒音・振動及び稼働中の騒音・低周波音による影響を調査、予測、評価し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

ウ 方法書の作成にあたっては、騒音・超低周波音、振動に関する調査及び予測地点は地域ごとに設定するほか、地形等による影響を正確に反映できるよう専門家の助言を得ること。

また、事業実施想定区域及びその周辺は静穏な環境であることから、工事中の騒音の環境保全目標は、特に静穏を要する地域の環境基準値を用いるよう配慮すること。

エ 騒音等の苦情対応については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に基づき適切な対応に努めること。

### (2) 風車の回転による影

事業実施想定区域及びその周辺には、住居、農地等が存在することから、信頼のおける予測手法を用いて、風車の回転による影の影響を回避又は十分に低減し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

### (3) 動物、植物、生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類の営巣の可能性が極めて高く、近年は、特別天然記念物のコウノトリの営巣やトキの飛来が確認されているほか、能登地域は、「トキの野生復帰を目指す里地」として国に選定されている。また県内有数の希少種を含む渡り鳥の飛来地であるほか、狩猟鳥獣捕獲禁止区域にも設

定されている。

加えて、事業実施想定区域は、環境省が、多数の希少種を含む多様な水生生物群の保持等を理由に「生物多様性保全上重要な里地里山（珠洲市内の里地里山）」として認定している。

このため、地域の状況に精通した専門家の助言を得て、事業実施による動植物の生息又は生育、植生及び生態系への影響を調査、予測、評価し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

イ 方法書の作成にあたっては、動物、植物、生態系の現地調査は、環境省が定める「猛禽類保護の進め方（改訂版）」等の指針や事業者が保有する既設の風力発電所に関する調査結果、その他の最新の知見を踏まえ、専門家の助言を得て適切な調査手法を選択し、調査地域の範囲及び期間を十分確保するほか、環境保全措置への反映に対する方針を具体的に示すこと。

特に、鳥類及び哺乳類（コウモリ）については、事業実施による渡りの経路やバードストライク等への影響に関し、複合的影響を考慮した十分な環境保全措置を見据え、対象事業実施区域周辺のほか既設風力発電所周辺を調査地域に追加することなどを検討したうえで、調査、予測、評価の手法を具体的に示すこと。

#### (4) 景観

ア 事業実施想定区域は、世界農業遺産「能登の里山里海」の認定地域に含まれるほか、珠洲市の海岸線には日本風景街道に登録された「奥能登絶景海道」からの沿道景観など、景観に配慮すべき地域が複数存在することから、県及び珠洲市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

イ 方法書の作成にあたっては、景勝地からの眺望景観に限ることなく、住居地域や主要な道路からの眺望景観についても予測、評価すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、風力発電施設のほか鉄塔、電線等を含めたものとし、近景、中景、遠景で予測、評価すること。

ウ 風力発電施設は、いしかわ景観総合条例による景観影響評価の対象となるため、早期に位置を決定し、環境影響評価との整合を図ること。

### 3 その他

計画段階配慮事項に選定していない工事中に発生する「窒素酸化物及び粉じん等」並びに土地の改変等に伴う「水の濁りや水量の変化」、「土砂の流出等」、「文化財」、

「地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動の場」については、調査、予測、評価したうえで、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。